

フランス会社法の最近の動向

ブリュノ・オブティ

奥島孝康
鳥山恭一
共訳

司会（奥島）——ブリュノ・オブティ教授は、一九三六年生れの商法学者であり、三年前に、パリ第十一大学 (Seineaux) のル・ヒマール教授の後任として、パリ第11大学 (Université de droit, d'économie et de sciences sociales de Paris) に移られました。じ承知のとおり、パリ第11大学は、パリ大学法学院の後身であり、法学系の大学としてはいわばフランス最高峰に位置するといふべきと思われますので、オブティ教授は、この年齢では異例というべき若さで文字通りフランス商法学界のトップの座を占められたわけです。

オブティ教授は、とりわけ、会社法の新しい現象、あるいは、判例評釈などについて縦横に健筆を振われ、その鋭い分析には定評がありますが、研究のスタートは、『Les rapports des personnes morales et leurs membres, thèse dactyl. Paris, 1963』によって切らされました。残念ながら、この博士論文はタイプ印刷でありますので、私もまだ見たことがありませんが、出版されている著書を紹介しますと、私の知るかぎり、次の三點であろうと思われます。

① René Rodière, avec la collaboration de Bruno

フランス会社法の最近の動向

Oppetit, *Droit commercial—Groupements commerciaux*, 9^e éd., 1977 «Précis Dalloz»

- ② Bruno Oppetit et Alain Savag, *Les structures juridiques de l'entreprise*, 1972 (Litec)

③ Bruno Oppetit, *Droit du commerce international—Textes et Documents*, 1977 «Thémis»

右の②は新しい角度からの標準的会社法テキストとして(現在、第三版が出版されていふ)、③は類書の少ない国際取引法の教材として、それぞれ定評のあるものですが、とりわけ注目されるのは、商法のテキストとしてフランスで最も読まれてゐる①であり、オブティ教授は、海商法の権威ロディエール教授のこの著書「商法—営利団体」の第九版から参加し、その第二部「営利団体のダイナミックス」を執筆しています。ロディエール教授は、その序文において、「彼(オブティ教授)の役割は、本書の改訂が彼一人の手によつて続けられる日がくるまで大きくなることであろう。『友よ、引退を考えねばなるまい……』」と最大級の讃辞を呈しました。そして、事実、第十版からは名実共に共著者として名を連ねるようになつてゐるのです。これをもつてしても、オブティ教授の評価は推して知

るべしです。

それでは、早速ながら、講演に移らせて頂かねば。

I

フランス会社法の現代における展開の大きな潮流を、体系的なアプローチによつて特色づけようとする場合には、予め次の二点を指摘しておかねばなりません。

1) まず、もっぱら量的な点で、フランス会社法は、このおよそ二十年間、絶えざる改正を受けてきています。たしかに、かかる現象は、会社法分野に特有のものではなく、あらゆる法分野で指摘されている法令のインフレ化とかかわっています。このよくな法令のインフレ化は、一般には、ここ四十年来すべての西欧民主主義においてみられる福祉国家モデルにもとづくものであります。国家の役割についてのこのような見方は、経済活動に対する公権力の恒常的な干渉を招き、法文を絶えず増加させることになります。このような観点から、法をもっぱら手段と見る考え方には従えば、法律上の変化はそれ自体が目的と理解されることになります。したがつて、法規範は、その法体系上の位置(ロワ、デクレ等)の如何にかかわらず、ほとんど常に通達の文言に近い表現を用いて示されます。すなわち、法規範は、命令的であると同時に、説明的ないしは誘導的の

す。フランス法にとって一般的であるとともに、とりわけ企業法について指摘されているこののような状況は、特に会社法において顕著であります。今日では、われわれは、一九六六年七月二十四日の大改正以降制定された法律、オルドナンス、アレテの正確な数を数え上げることをあきらめています。きわめて奇妙なことには、各種の委員会における二五年間におよぶ検討と改正作業による到達点と思われるこの一九六六年の大改正は、実際にこの領域における絶えざる法令の変動の出発点でしかなかつたのです。

こうした会社法の過度の不安定性は、主として、法の制定過程において行政が優位に立ち、政治勢力（国会であれ政府であれ）は、法の制定過程に対してもはや支配も監督もなしえないという事実にもとづくものであります。ところが、行政は、おそらくフランスにおいても他のすべての国におけると同様に、法規範を景気の動向に対する短期的介入の単なる一手段と考えているにすぎず、必要とされる一般性と永続性とをもなつてゐる真の法規範とは考えていないのです。さらに、行政は、憲法上権限を有する機関が作成したわけではないが、たとえ形式的にせよこの機関が採択した法律またはデクレの範疇に属する法規範を制定する際にはたす中心的な役割に加えて、国会議員からの書面による質問または事業者団体の理事長からの書簡に

対する大臣の回答、あるいはまた、証券取引委員会の一般的決定、指示、意見、勧告等の下位の法源とも呼ぶべきものを直接作成する権限を有しているのです。この下位の法源は、法令の解釈、明確化、さらにはその補足のために重要な役割をはたしています。

行政というテクノクラート的要因に加えて、同様に法規範の増大をもたらす他の影響力も存在しています。たとえば、圧力団体とか財界とかの活動による影響力がそれであり、さらには、ヨーロッパ経済共同体による影響力もそれになります。ヨーロッパ経済共同体の影響力は、その加盟国に対する会社法調整のための指令（ディレクティヴ）という形態をとっています。

以上のすべての要因が結びついて、会社法の絶えざる改正という状況が続いているのです。

2) 次に、質的な観点からすれば、このような変化が進む背景には、立法者が单一ではないという事実があります。すなわち、今日では、改正の音頭をとる各省の意向により、会社法は私法のあらゆる分野に分散しているのです。今後は、会社に関する規定が、労働法、EC法、租税法、民法、倒産法、さらには財政法の中を見出されることになります。その結果、会社に関する一般法は、あるいは個別的な会社形態を規律し、あるいは

は商事法にその全体とは両立しえない異質の概念を持ち込む特別法へと分解することになるのです。法規範がこのように頻繁に改正され、かつ、その立法者達も次々に交代して行くため、その影響も非常に多様なものとなっています。つまり、この法改正は、それが巧く行けば、相互に不十分なところを補い合い、足りないところを埋め合わせることにもなりますが、多くの場合は、法規範が相反し、時として若干矛盾する」とも言えあるように思われるのです。

II

それでもなお、フランス会社法が対象とするこの複雑な領域を貫く潮流の全体像を把握しようとするならば、一般的には、それぞれの利益のカテゴリーごとにその関係者のモラルを引き上げまたはその関係者を保護しようとする配慮、財政または経済のレベルにおける景気対策的な考慮をさまざま程度において跡づけることができますし、最近の法文において次第に現われてきている社会的構成要素に対する配慮も忘れてはなりません。技術的な面でいえば、フランスの立法者による外国法上の制度の借用を指摘しないわけには行きません。すなわち、証券規制はその多くを英米法に負っています（たとえば、C.O.B（証券取引委員会）の創設はS.E.C（アメリカの証券取引委

員会）をモデルにしたものであり、株主の情報開示請求権はアメリカの連邦法を模倣したものであり、株式会社に対する議決権なき優先配当株式発行の容認はアメリカの no voting shares（無議決権株）を導入したもののです）。あるいは、株式会社の指揮体制は、長い間、ドイツ法上の解決（一九四一年および一九四三年の法律による *président-directeur général*（社長）制、次いで、 *Vorstand/Aufsichtsrat* をモデルとする *directoire/conseil de surveillance*（取締役会／監査役会）構成の選択の容認）の影響を受けています。

1) ディリジスム（管理経済体制）は、株式会社の法的制度にかなり深く浸透しています。すなわち、公の秩序の側面は、私人の意思の側面よりも常に優位に立っています。たとえば、まず法規定の違反に対する制裁は、無効または対抗不能の」とき伝統的な民事制裁ではなく、刑事制裁が一般化しているところにそのことが示されています。すなわち、一九六六年法の全条文の三分の一近くが刑事上の規定なのです。

法律のこのような一般的理念は、また、会社の業務執行に対する監督が非常に明快に強化されている点にも示されています。すなわち、証券取引委員会（C.O.B）は、資金公募会社に対して、きわめて強大な権限を行使しているのです。また、近年絶えず拡大され、かつ、増大している会計監査役の職務な

らびにそれにもなう義務および熱意は、会計監査役をして次第に公権力に代わり、商事会社を監視させる方向に向っています。このような監督の強化の帰結として、会社指揮者の責任、とりわけ、倒産処理手続の場合における指揮者の責任は加重されているのです（特に、検察官は、一九八一年一〇月一五日の法律により、不適格と判断された企業の指揮者の退任を命ずることができます。さらに、指揮者は、自己の個人資産をもって、会社の負債を填補すべき義務を負います）。

一九六六年法における株主の情報開示請求権および少数株主権の強化も、右と同一の傾向にもとづくものであります。すなわち、立法者は、株主の復権を目指しており、このために、株式会社に対してもかなり重い負担となりかつ費用を要する義務を課したのです。

同様に、一般大衆投資者保護のため、立法者は新株の公募（さらに今日では、「第三者が自ら管理しない動産または不動産に関する権利」の第三者への売却）の際に、新株の内容およびその発行者に関する有用なすべての情報を一般大衆に提供するための書面を作成し、かつ、証券取引委員会（C・O・B）の承認を得ることを義務づけています（一九八三年一月三日の法律第二四条以下を参照）。一九八一年一二月三〇日の財政法（第九四条II）において定められた、有価証券の非物質化およ

びその口座への登録は、出資者保護のためのものであるとされていますが、実際には、まさしくテクノクラート的な措置といふべきもので、個人財産の解明と証券管理の集中化などを確保することを目的とするものなのです。

これと同じタイプの措置としては、一九七七年七月一九日の法律によって（任意的制度として）制度化された企業集中の事前の規制を擧げることができます。すなわち、この法律は、行政当局に対して、裁判所の介入をすべて排除することにより、手続に関する完全な権限を付与し（競争委員会および主務大臣、ならびに、不服申立てについてはコンセイユ・データだけがこの問題を審理できるのです）、かつ、裁量権も与えているので⁽²⁾。一九八五年七月一二日の法律に定める自己^(原注)支配の効果の制限も、このカテゴリーに含まれるでしょう。この法律によれば、自己支配株式の議決権は、出席株主または代理出席株主が有する議決権の一〇ペーセントに制限されることになります。⁽³⁾

（原注）会社が直接または間接に支配権を有している他会社の一社または数社を介して自社の支配権を確保している場合に、自己支配（autocontrôle）が存するのです。

さらに、立法者は、会社設立の無効原因を少くし、また、指揮者の権限を制限する定款条項をもって第三者に对抗しえない⁽⁴⁾ことにより、会社と取引をなす第三者の安全を確保しよ

うとしています。

こうしたディリジスムの傾向において、租税法がはたす役割を忘れるわけにはいきません。すなわち、合併の際に税制上の特典を享受するための承認の必要性、判例の不当な業務執行行為理論による企業の税負担の規制ならびに利益配当または準備金積立に関する税制は、会社活動に対する租税法の影響と、これによって生ずる会社法の若干の規定のゆがみとを示しています。

要するに、フランス会社法においてほぼ伝統的ともいべき関係者のモラルの引上げとその保護のための配慮は、企業活動が国民の経済的・社会的な生活に組み込まれているため、一般的利益の実現に寄与しているとする、特に高級官僚と大部分の政治家の間にかなり広まっている考え方によつて、近年いっそ強められているのです。その結果、一般的利益と企業の利益とを調整するのは、仲裁者としての国の役割となっています。シードロー氏を委員長とする企業改革のための検討委員会の報告書（一九七五年⁴）とか、フランス・ブロッケーネ氏の著書『企業改革のために』（一九六三年）とかにおいて示されたのが、このような企業観なのです。

2) 企業の資金調達は、ここ数年来、常に公権力の関心の対象となっています。事実、フランスでは、ここ十年ほど、この

点に関する状況は次第に悪化してきています。フランスの企業は、その活動に必要な自己資金を有していません。これは、一つには、資本金が不十分なためであり（立法者の要求する資本額が低すぎるため、あまりに多くの会社が最低資本額、したがつて、過小資本をもつて設立されているのです）、もう一つには、収益率の極度の低下により株式に対する投資が減少しているためであり、さらに、三つ目には、経済危機ならびに租税の重い負担により自己金融の資金量がきわめて限定されているためであります。したがつて、フランスの企業は、外部からの資金調達、とりわけ、銀行からの借入れ（これは、多くの場合、銀行に企業の支配権を与える結果を招き、いつのまにか産業資本主義から金融資本主義への望ましからざる移行を加速させることになっています）、または、社債発行へと向つておられます。しかしながら、このような資金調達は、資本なき資本主義を現出することになるため、その原則においてきわめて問題があり、さらに、インフレ率と利子率との関係が逆転するときは、負担が重くなり、耐えきれないものとさえなっています。すなわち、現在では、インフレ率が低くなり利子率が高くなつたため、長年の債務者に有利であった時代とは反対に、債務者は、その債務の重圧に押しつぶされているのです（これは、まさに、国際レベルでの債務国の場合と同様であります）。

フランスの立法者は、一方では、企業の自己資金を増やそうと努めたり、他方では、自己資金に準ずる資金という新しい概念を認めたりすることによって、ここ数年来このような状態を改めようと必死になっているのです。

——自己資金の増強は、二つの方向においてなされていました。まず、一つは、有限会社と株式会社とにおける最低資本額の引上げ（一九八四年三月一日の法律）、これらの会社に対する課税の緩和（企業の資金調達のための出資の方向づけに関する一九七八年七月一三日の法律）、株式会社の設立と増資に関する手続の簡素化（投資の促進および出資の保護に関する一九八三年一月三日の法律）であります。もう一つは、貯蓄を企業の資金調達および有価証券への投資に方向づけるための若干の措置と改革であります。すなわち、株式投資に対する免税措置（前掲の一九七八年七月一三日の法律）、議決権のない優先配当株式発行の容認（前掲の一九七八年および一九八三年の法律）、株式による配当の支払、新株引受け権附社債の発行、株式の投資証書および議決権証書への分解の容認（一九八三年の法律）がそれに当たります。最後に、可変資本型団体投資会社（SICAV）（一九七九年一月三日の法律）および投資共同基金（一九七九年七月一三日および一九八三年一月三日の法律）のじとぎ、有価証券に対する団体投資方式の奨励助成による大躍進

進と、中規模企業にも上場が認められる証券取引所一部市場の開設（一九八三年一月三日の法律）とがあります。

——準自己資金概念は、参加的貸付（一九七八年の法律）および参加証券（一九八三年の法律）の創設により生まれました。

これらは、長期の支払期日に、あるいは会社の清算の場合にのみ償還すればよく、会社が破産した場合には他の債権者に対する弁済の後においてのみ償還すればよいという特殊性を有しています。同様に、社員が金銭による追加出資を行なう代りに、社員が一定期一定額を会社に預託するという、税法上の特典がある交割計算実務も、ここに挙げることができます。

これら一連の法条は、おそらく財務上では効果をもつものでしょですが、会社法においては、その法規範をゆがめ、さらには矛盾を生ぜしめることになるという難点もあるのです。たとえば、一九七八年法および一九八三年法は、会社活動に関与する権利をもたない単なる出資者にすぎない株券の所持人を認めましたが、これは、すでに述べた一九六六年法（会社法）上の株主の概念に反するものであります。さらに、破産の際に会社の経営者に対して課される財産上の制裁や、これらの経営者に対して個人保証を求める銀行の実務に加えて、前述のごとき改革は、株式会社組織が立脚する諸原理に対する解毒剤として合資会社の理念を株式会社に再導入するものとさえいふことができ

るのです。

3) 最後に、これまで見てきた配慮とともに、社会的な配慮が加わり、それが次第に強く会社法に浸透してきているのです。この社会的配慮は、同一のレベルにあるのではなく、あるものは大規模企業に関係し、他のものは反対に小規模企業に関係しています。

——大規模企業に関連する法文としては、もはや単に労働法固有の規定ではなく、今日では会社法の一部となっている一連の規定を指摘しなければなりません。すなわち、それは、企業内における従業員の権利または従業員代表制を介して、フランスにおいてはほとんど誰も望んでいないドイツの共同決定まではいかないが、少くとも従業員の利益参加、資本参加、さらには経営参加さえも組織する法文です。企業の利益または資本に対する参加は、一九六六年以降一九八〇年までの間に、次の法令によって実現されています。すなわち、企業成長の成果および企業の貯蓄計画に対する従業員の参加に関する一九六七年八月一七日のオルドナンス、従業員による自社株式の引受けまたは取得の促進を目的とする一九七〇年一二月三一日および一九七三年一二月二七日の法律、ならびに、株式会社または株式合資会社が自社の従業員に対して資本の三ペーセントに相当する株式を無償交付することを認める一九八〇年一〇月二十四日の法

律（この株式の無償交付は一九八二年一二月三一日に終了しました）がそれです。従業員数が五〇人を超える企業において義務的に設置される企業委員会に対しては、すべての商事会社において社員の閲覧に供される書類（当該営業年度の計算書類、会計監査役の報告書等）が送付され、また、一九八四年三月一日の法律により従業員一〇〇人以上を使用する会社に対して作成が義務づけられた経営見通しに関する書類も送付されています。企業委員会は、企業の譲渡（労働法典四三二一一条四項）、子会社の取得または譲渡の場合には、当該行為がなされる前に諮詢を受けねばなりません。最後に、一九八二年一〇月二八日の法律は、結合企業において結合企業委員会を制度化しましたが、これは企業委員会に代わるものではなく、結合企業を構成する各株式会社においてはなお企業委員会が設置されているのです。この結合企業委員会は、従業員代表に対して、この者がその職務を遂行する会社よりも上位のレベルにおける情報を確保することを任務としています。⁽⁸⁾

——特に小規模企業に関連する法文としては、たとえ夫婦共通財産制のみをもつて持分が取得されたり、引受けられたりする場合であっても、夫婦間で設立される会社の効力を認める一九八二年七月一〇日の法律、ならびに、とりわけ一人で、その一方的な行為によっていわゆる「有限責任個人企業」（E.U.）

R・L⁹) である有限会社の設立を認める一九八五年七月一日の法律を指摘しなければなりません。

× × ×

結論として、さまざま考え方にもとづく法文および法改正の大部分は、会社法の全体像の明確化に役立つものでないことを指摘しておきます。法規範の体系化は、今日ではきわめて難しくなっており、とりわけ、会社と経済活動を行なう他の団体との区別があいまいになる傾向があるだけに、その体系化のための困難はいっそう大きくなっているのです。

参照。

(5) 一九八三年一月三日の法律およびその施行令について

は、早稲田大学フランス商法研究会「一九八三年のフランス改正会社法」本誌一八巻二号一八四頁以下を参照。

(6) 無議決権株については、鳥山恭一「フランス株式会社法における資本多数決原則の形成と展開」早稲田法学五九巻一・二・三合併号一七九頁以下を参照。

(7) 山田泰彦「株式の分解とその有価証券化」商事法務一〇一九号二一頁以下を参照。

(8) 以上については、奥島孝康「戦後フランス企業法の動向」日仏法学一二号五頁以下を参照。

(9) 鳥山恭一「フランスにおける一人会社の法制化」商事法務一〇八五号七二頁以下を参照。

- (1) 鳥山恭一「フランス株式会社法における監査役制度の確立と展開」早稲田法学六二巻一号四七頁以下を参照。
- (2) 奥島孝康「フランスの経済集中規制(上)(中)(下)」公正取引三五一号一五頁以下、三五二号五頁以下、三五三号四六頁以下を参照。
- (3) 奥島孝康「フランス企業結合法の進展(上)(下)」商事法務一〇七一号一六頁以下、一〇七三号一一頁以下を参照。

- (4) 奥島孝康「フランスの企業改革構想—シードロオ委員会報告書の検討」国際商事法務三巻一二号二六頁以下を参照。